

「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」
の設置について

平成 24 年 9 月 24 日

国土交通省関東地方整備局では、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定にあたって、河川法第 16 条の 2 第 5 項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関係都県に「利根川・江戸川有識者会議」のオブザーバーとして参画いただいているところ。

利根川流域は 1 都 5 県にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランス等について調整が必要となり、情報共有体制の充実が求められている。この点を踏まえ、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と、1 都 5 県において、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深めるために、新たに「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を設置するものである。